

原単位の改善のための取組に関する状況【2025年度提出分(2024年度実績)】※非特定事業者用

株式会社KNGファーム
(KNG FARM INC.)

銘柄コード
法人番号 4040001119765

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	01	農業
細分類 (申請事業)	011	耕種農業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	22,540	GJ	582	kℓ
前年度エネルギー総使用量				kℓ
非化石エネルギー総使用量		GJ		kℓ
調整後温室効果ガス排出量				t-CO ₂

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位 (2024年度実績)	原単位分母				
	主たる事業の構成割合 %				
事業者全体のエネルギー消費原単位 対前年度比	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化(%)					

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したものである。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位 (2024年度実績)	原単位分母				
	DR実施日数				
事業者全体の電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
事業者全体の5年度間平均原単位変化					

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分		
目指すべき水準	kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分		
目指すべき水準	kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	

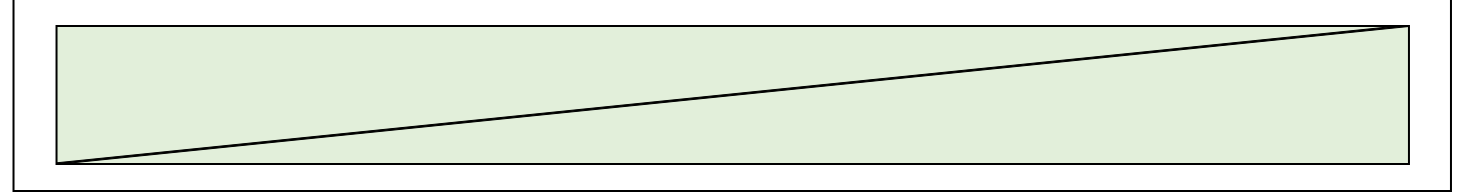
【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減等の量】

種別	合計量
Jクレジット	t-CO ₂
-	t-CO ₂
-	t-CO ₂
-	t-CO ₂

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	30%				
直近5年度間の実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
					20%
目安設定業種					
目安(2030年度)					
目標(2030年度)					
直近5年度間の実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
目安設定業種	-	-	-	-	-
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
					-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】



【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

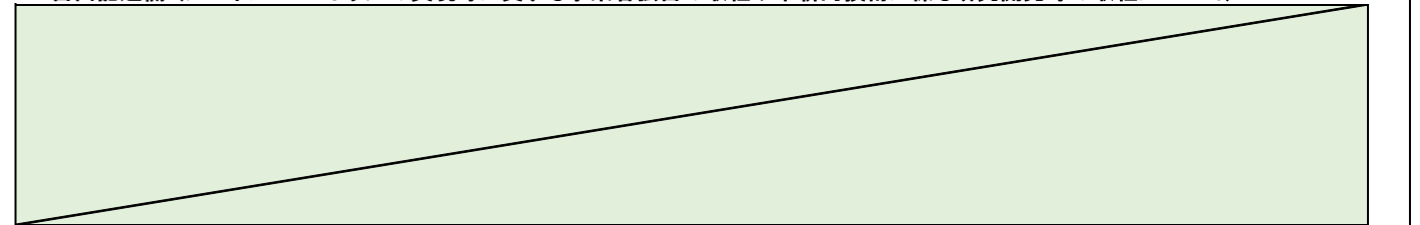
農業生産を人工的に行う場合、暖房や照明などのエネルギー使用量が高くなるが、完全閉鎖型の人工光植物においては、建物の密閉性が高いこと、照明から発する熱を利用することが出来るため、冬季の暖房にかかるエネルギーはほぼ発生しない。照明についてもLED技術の進歩により、消費電力を大幅に抑えることが出来るため更新時期を検討中。また、栽培エリアの照射時間のコントロールでデマンドを一定にしたり、空調の適正使用などの省エネルギー対策を実施している。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

人工光型の植物工場は、生産コストにおける電力の比率が高いため、原子力発電所に隣接した地域での立地を行い、補助金などの制度を利用してコストを抑えている。原子力発電所に近いことから送電ロスが少なく、実質的に非化石エネルギーを利用した運営を行っているが、コスト面から、非化石の証明などは取得できていない。今後、太陽光などの自然エネルギーと組み合わせることで、系統連携への負荷を抑えた運用などもできるので、取り組んでいきたい。また、グループ会社で生産・販売している自然由来のかん水フルボ酸を栽培に用いることで、生育を促進することができるため、LED照明時間を抑えた栽培方法を確立し、業界にも普及させていきたい。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)



2. 関連リンク

(注意事項)

- ・赤字囲み欄は必須記載です。
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。